

このニュースレターは、EPA(経済連携協定)及び、外国人看護師・介護福祉士に関する全国ニュースをダイジェストでまとめたものです。

○介護の技能実習生、就労半年で報酬の配置基準の対象に(2017/9/6 けあピア for ティ)

厚生労働省は6日、早ければ年度内にも受け入れが始まる見通しの介護の外国人技能実習生(実習生)について、働き始めてから半年を経過した段階で、介護報酬上の人員の配置基準の対象とする方針を示した。同日の社会保障審議会介護給付費分科会(分科会長＝田中滋・慶大名誉教授)で明らかにした。一定以上の日本語能力がある実習生については、訪日後に定められた研修を終え、働き始めた段階で配置基準の対象となる方針も提示した。

外国人が日本国内で働きながら技術を学ぶ技能実習制度は、特に開発途上国の人を対象とした制度。2016年末の段階で約23万人が訪日し、農業や漁業、建設、繊維、金属などの業種で技術習得に励んでいる。ただし、この制度で訪日した実習生が不当に安い給与で働いているという課題も指摘されている。さらに国内で失踪する実習生も多く、その大半が不法滞在者になっているともいわれている。

こうした課題を解決するため昨年11月、実習を行う事業所の管理を強化する内容などを盛り込んだ法律が成立した。同法の施行は今年11月1日となっている。

厚労省は、この法律の施行にあわせ、技能実習制度の対象分野に介護を加えるための準備を進めている。すでに実習生や実習生を受け入れる事業所などが満たすべき要件として

- ・実習生の入国時の要件として、基本的な会話を理解できるとされる日本語能力試験「N4」レベルを求める。さらに、「N3」(日常場面での日本語をある程度理解できる)を実習2年目に移行する要件とする。
- ・実習生の指導の担当者は、介護職として5年以上の経験を持つ介護福祉士などとする。
- ・事業所の常勤職員数が30人以下である場合、受け入れることができる実習生は、常勤職員総数の1割までとする。
- ・人権擁護の観点から、訪問系サービスでの実習生の

就労は認めない。

・就労の場合は、設立後3年を経過しているなど、経営が一定程度安定している事業所などに限定する。

—などを定めているが、6日の介護給付費分科会では、実習生が介護報酬上の配置基準の対象となる時期や条件について示した。

■日本語能力が「N2」なら就労開始時点で配置基準の対象に

厚労省が示した案では、通常の実習生の場合は、訪日後に行われる2か月の研修と6か月の就労を終えたのち、介護報酬上の配置基準の対象にするとした。ただし、日本語能力が「N2」(日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解できる)に達している実習生については、就労が始まった段階で配置基準の対象にするとしている。

今後、厚労省は、実習生や実習生を受け入れる事業所が満たすべき要件をより詳細に定めた上で、関係団体などに通知する方針だ。

○外国人介護人材に熱い視線 日本語学校や福祉施設がセミナー(2017/9/1 福祉新聞編集部)

日本語学校、介護福祉士養成校、福祉施設が集まり、外国人介護人材の活用について情報を共有するセミナーが8月31日、都内で開かれた。介護現場の取り組みについて講演した竹田一雄・社会福祉法人若竹大寿会理事長(横浜市)は「日本人を採用できない施設が外国人なら採用できるということはない。外国人の間で情報を教え合い、良い施設を選んでいる」と話した。

同法人は2015年からEPA(経済連携協定)に基づき介護人材を受け入れ、現在、技能実習生の受け入れに向けて現地で面接選考を行うなど外国人雇用に積極的に取り組んでいる。外国人人材への日本語研修のほか、日本人職員に受け入れにあたっての教育も行っている。

竹田理事長は、法人内では外国人人材の記録業務

に問題はなく、利用者とのトラブルもないという。外国人人材の介護の適性は高いとし「外国人ゆえのトラブルではなく、受け入れる法人の経営者や職員の質に問題があることが少なくない」と指摘した。

同法人では最終的に外国人人材を常勤職員の1割程度（70～100人）に広げたいとしている。

外国人介護人材をめぐっては9月1日に外国人の在留資格に介護が追加され、11月1日には技能実習制度に介護が追加されることから、シンポジウムでは課題や展望について意見を交わした。

現在、19人の留学生がいる日本福祉教育専門学校（東京都）の八子久美子・介護福祉学科学科長は「教材や資料などすべてに振り仮名をつけるなど学校全体でかかわっている。彼らはやる気があるので私たちのかかわり次第」と話した。

常時45以上の国・地域から約1700人の留学生を受け入れている赤門会日本語学校（東京都）の新井永鎮・常務理事は「来日前後で情報が違うことが一番のトラブルになる。残業時間などを含めて隠さず伝えることが求められる」と語った。竹田理事長は「介護現場で日本人職員がきちんと問題を指摘して教えられるかが重要」とした。

セミナーの主催は一般社団法人国際人流振興協会、当日は約120人が参加した。

○介護現場 増える外国人（2017/9/2 ニュース和歌山）

人手不足に悩む介護業界で、外国人に門戸が開かれてきた。国は介護福祉士資格があれば就労できるビザを今月新設。これを見越し、和歌山YMCA国際福祉専門学校が昨年、高齢者施設に協力を募り、奨学金を準備して留学生を呼び寄せる事業を始めた。介護分野での外国人就労は2008年、経済連携協定を結ぶ国から介護福祉士候補者を受け入れたのが最初。今回の介護ビザ新設で、人材をさらに広く求められることになった。

ベトナムから留学中のゲン・ティ・ジェムさん（23）、ゲン・ティ・アンさん（23）は、日本語科の授業が終わると和歌山市平尾の特別養護老人ホーム大日山荘に直行する。入居中の赤路登美恵さん（73）が「日本語がだんだん上手になっていますよ」とほほ笑み、2人は「介護を勉強し、お年寄りの力

になりたい」と口をそろえる。

2人は和歌山市太田にあるYMCAに通いながら、介護補助に当たる。学費や住居費、生活費は、奨学金として大日山荘が負担。日本語を2年、介護を2年学び、卒業後4～5年は働く。ビザ新設をにらみ、同校の井之上芳雄校長が全国に先駆けて発案した仕組みだ。

介護福祉士養成専門学校が置かれる状況は、全国的に厳しい。YMCA介護福祉士科にはかつて1学年80人在籍したが、3年前から20人前後しか埋まらない。打開策として、高齢者施設に呼びかけ、賛同を得た5施設と留学生向け奨学金制度を創設。15年秋にベトナムで50人以上を面接して対象者12人を選んだ。今では総勢34人の外国人が通う。

ベトナムの看護師資格を持つジェムさんらが介護福祉士科に進むのは来年。井之上校長は「彼女らを単なる労働力とは考えていない。施設の将来を担う人材として、人生の最期に触れる介護の意義や価値を教えます」と熱を込める。

外国人受け入れは、08年に設けられた国の経済連携協定から始まった。対象はインドネシア、フィリピン、ベトナムの3カ国。施設で働きながら介護福祉士を目指せ、4年間で資格を取れば、その後も就労可能だ。

県内の介護関連事業所で働く人は13年に2万人弱、25年に2万5000人が必要と見込まれ、外国人に目が向けられる。一方で、保健福祉に詳しい和歌山大学の本山貢教授は「不足分の穴埋めまでは難しい」とみる。

ビザ新設により、人手不足がどこまでカバーされるのか、注目される。

一般社団法人
外国人看護師・介護福祉士支援協議会

〒102-0083 東京都千代田区麴町 2-12-1
VORT 半蔵門ビル 6階
TEL : 03-6666-8163 FAX : 03-3221-4717
E-mail : zen-kangokaigo@jiaec.jp
担当 : 白井、小中

©一般社団法人
外国人看護師・介護福祉士支援協議会
無断複製・転載を禁ず